

令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業補助金交付要綱

令和4年6月30日
4福保障地第426号

(通則)

第1条 東京都(以下「都」という。)は、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金(以下「補助金」という。)について、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱(追加協議分)(令和3年12月22日付障発1222第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙。以下「国実施要綱」という。)に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

そのため、本事業は、障害福祉サービス施設・事業所等(以下「施設・事業所」という。)が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合等において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

また、施設・事業所において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

(サービスの定義)

第3条 この要綱において、「通所系サービス事業所」とは、療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する事業所をいう。

2 「障害者支援施設等」とは、障害者支援施設、共同生活援助を提供する事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設をいう。

3 「訪問系サービス事業所」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を提供する事業所をいう。

4 「相談支援事業所」とは、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援及び障害児相談支援を提供する事業所をいう。

5 「障害福祉サービス等事業所」とは、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所をいう。

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、都とする。

(補助対象事業及び補助対象事業所・施設)

第5条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び補助対象事業所・施設は、次の(1)及び(2)に定める事業及び事業所・施設とする。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

次のアからオまでに該当する都内の施設・事業所（八王子市内にある施設・事業所を除く。ただし、障害児入所施設は補助対象に含む。）並びに「民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）」（平成23年3月30日付22福保障居第2663号）の別表1に規定する都外独占施設又は都外協定施設及び「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（障害児施設）」（平成16年3月30日付15福障施第1744号）の第2に規定する都外都民施設又は都外協定施設（以下「都外施設」という。）において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

ア 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所

※ 職員に濃厚接触者（保健所が濃厚接触者と判断したものに限る。以下同じ。）が発生し職員が不足した場合を含む。

イ 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び障害者支援施設等

ウ 都又は都内で保健所を設置する区若しくは市から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所サービス事業所

エ ア又はイ以外の事業所であって、発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件の下、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所

※ 一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別記2に規定する。

オ ア又はウ以外の通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所

※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

次のア及びイに該当する施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する都内の施設・事業所（八王子市内にある施設・事業所を除く。ただし、障害児入所施設は補助対象に含む。）及び都外施設において必要となる経費を支援する。

ア 第1号のア又はウに該当する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所
なお、「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。

(補助対象経費)

第6条 第5条第1項(1)に掲げる事業において、以下の各号の経費を1施設・事業所ごとに基準単価まで補助する。

(1) 第5条第1項(1)ア、イ又はウに該当する施設・事業所が要した次の経費

ア 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費

- イ 施設・事業所の消毒・清掃費用
- ウ 感染症廃棄物の処理費用
- エ 感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用
- オ 一定の要件に該当する自費検査費用（障害者支援施設等に限る。具体的な取扱いについては、別記2に規定する。）

(2) 第5条第1項(1)エに該当する事業所が要した次の経費

- ア 一定の要件に該当する自費検査費用

(3) 第5条第1項(1)ア、イ、ウ又はオに該当する事業所が要した次の経費

- ア 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用
 - イ 代替場所の確保費用（使用料）
 - ウ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
 - エ 代替場所や利用者宅への旅費
 - オ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用
 - カ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
- ※ 上記費用は、代替サービス提供期間の分に限る。

(4) その他知事が必要と認める費用

2 第5条第1項(2)に掲げる事業において、以下の経費を1施設・事業所ごとに基準単価まで補助する。

(1) 利用者受入や職員の応援派遣に係る費用

- ア 追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用

(2) その他知事が必要と認める費用

3 前二項で規定する経費は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に生じた経費を対象として補助する。前二項で規定する基準単価は、対象となる経費の支出年度単位でそれぞれ適用する。

なお、令和3年度分の経費について、令和3年7月26日3福保障地第549号「令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱」（以下「令和3年度交付要綱」という。）に基づき補助を受けている場合は、その補助額を差し引いた金額を基準単価とする。

(補助金の交付額)

第7条 第5条第1項(1)のアの事業所において、第5条第1項(1)に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表1の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 第5条第1項(1)のイの事業所において、第5条第1項(1)に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表2の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を

乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 3 第5条第1項(1)のウの事業所において、第5条第1項(1)に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表3の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 4 第5条第1項(1)のエの事業所において、第5条第1項(1)に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表4の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 5 第5条第1項(1)のオの事業所において、第5条第1項(1)に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表5の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 6 第5条第1項(2)に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表6の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第8条 申請者は、交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、別に定める日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第9条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、相当と認めた場合は、次条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

(変更交付申請)

第10条 前条の規定に基づく決定を受けた者(以下「補助対象事業者」という。)が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第7条の規定に準じて、変更交付申請書(別記第2号様式)により、事情の変更した日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

(補助条件)

第11条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記1の補助条件を付するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金の交付は、第9条で決定した額を概算で交付、又は、補助事業完了後に、確定払により交付する。

(暴力団の排除)

第13条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別記 1

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- （１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- （１）知事は、補助対象事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告書の提出

補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（別記第3号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

6 補助金の額の確定

知事は、5の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

7 補助金の精算

補助対象事業者は、概算にて補助金の交付を受けた場合は、6の額の確定及び超過交付額の返還後、速やかに精算書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

8 是正のための措置

- （１）知事は、6の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。
- （２）5の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

9 決定の取消し

- （１）知事は、補助対象事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の

交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2) (1)の規定は、6の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

(1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。

(2) 6の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

11 違約加算金

(1) 補助対象事業者は、9の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとす。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) (1)の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

12 延滞金

(1) 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) (1)の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

13 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

14 財産処分制限

(1) 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについてはこの限りでない。

- (2) 補助対象事業者が知事の承認を受けて(1)の規定により財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、この収入の全部又は一部を都に納付させることがある。
- (3) 補助対象事業者は、本補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

15 関係書類及び帳簿の整理保管

補助対象事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

16 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税仕入控除税額報告書(別記第5号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

17 他の補助金等との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの補助金の交付を受けてはならない。

補助条件

第5条（1）のエに規定する「ア又はイ以外の事業所であって、発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所」に対する補助の取扱いは、以下のとおりとする。

なお、本交付要綱第5条（1）のアからウの区分に該当する障害者支援施設又は共同生活援助事業所が、自費で検査を実施し、各該当区分においてその費用を申請した場合の補助についても、同様に取り扱う。

1 障害者支援施設又は共同生活援助事業所への自費検査費用の補助の考え方

障害者支援施設又は共同生活援助事業所の入所（居）者には、高齢者や基礎疾患を有する者等の重症化リスクの高い者が含まれており、特にクラスター発生の未然防止に取り組む必要がある。そのため、障害者支援施設又は共同生活援助事業所については、保健所による行政検査の対象とならないと判断された場合であっても、クラスター発生の防止のために施設・事業所の判断により自費で検査を実施することが想定されることを踏まえて、2に掲げる要件のもと、補助の対象とする。

2 補助要件

(1) 補助対象サービス

障害者支援施設、共同生活援助事業所

(2) 対象者及び要件

ア 対象者

以下の（ア）から（ウ）のように、感染が疑われる理由がある者。

（ア）濃厚接触者と同居する職員

（イ）発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員

※ 「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

（ウ）面会后、面会に来た家族等が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所（居）者

イ 要件

以下の（ア）及び（イ）の要件に該当する場合。

（ア）近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在する施設・事業所

（イ）保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設・事業所の判断で実施した自費検査

※ 感染者が確認された場合は、その後の検査が行政検査で行われることを想定しているため、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関から行政検査の対象とならないと判断された場合であっても、本事業の対象とはならない。

(3) 補助額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別表4の補助単価の範囲内）

(4) その他

ア 個別の職員や利用者の状況や事情を考慮しない、施設・事業所の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

イ 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが、対象外と判断されたことについて、施設・事業所において理由書を作成し、本事業の交付申請書と併せて知事に提出しなければならない。